

# 「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」

## ～「京都市食の安全安心条例」(略称)～ を制定しました!!



京都市では、市民の皆様や観光旅行者の皆様の健康を保護していくことを目的とし、この度、「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」(略称:「京都市食の安全安心条例」)を制定しました。

条例を制定し、食の安全と安心を確保していくための基本理念を掲げ、市民の皆様や観光旅行者の皆様の健康の保護を図っていきます。

### 条例の組み立て

- 前 文
- 第1章 総 則 …………… 第1条～第8条
- 第2章 食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する基本的施策
  - 食の安全安心推進計画 …………… 第9条
  - 食品等の安全性及び安心な食生活を確保するための環境の整備 …………… 第10条～第14条
  - 自主回収に係る報告 …………… 第15条・第16条
- 第3章 食の安全安心推進審議会 …………… 第17条～第20条
- 第4章 雑 則 …………… 第21条

### 前 文

ここ京都では、1200年を超える悠久の歴史の中で、日本の文化の中心として、世界に誇るべき独自の文化がはぐくまれてきた。これは、食においても例外でなく、京都特有の風土に根差した伝統のある独自の食文化が脈々と受け継がれている。比類のないこの独自の食文化を継承し、発展させていくことが、市民の食生活に潤いを与えるとともに、健全な心と身体を培う基礎となる食育の推進に資するものと確信する。

食は、日々の生活の基本となるものである。これまでの経済の発展に伴い、世界の様々な食品が大量に流通し、かつてない豊かな食生活が営まれているが、その一方で、食品の生産から販売に至るまでの流通の過程が複雑化する中で、食品の安全性を脅かす様々な問題が発生し、食品の安全性に対する信頼が大きく揺らいでいる。

そのため、食品等の安全性を確保し、安心して食生活を営むことのできる環境を整備することが、市民の健康を維持していくために不可欠である。また、京都は、世界的な観光都市であり、京都を訪れる多くの観光旅行者その他の滞在者の健康に係る被害の発生を防止することも必要である。

ここに、本市は、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者と協同し、食品等の安全性及び安心な食生活の確保に取り組むことを決意し、この条例を制定する。



**(目的) 第1条**

京都市及び事業者の責務, 市民及び観光旅行者その他の滞在者 (以下「観光旅行者等」という。) の役割を明らかにして, 食の安全と安心を確保する施策を定めることで, 市民の皆様や観光旅行者等の健康の保護を図ることを目的とする。

**(用語の定義) 第2条**

- 食 品 …… すべての飲食物 (医薬品及び医薬部外品を除く。)
- 添 加 物 …… 食品衛生法 (以下「法」という。) に規定する添加物
- 器 具 …… 法に規定する器具
- 容器包装 …… 法に規定する容器包装
- 食 品 等 …… 食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装
- 食品等事業者
  - ・ 食品又は添加物を販売し, 又は販売の用に供するために製造し, 輸入し, 加工し, 使し, 調理し, 貯蔵し, 保存し, 若しくは陳列する事業者
  - ・ 器具又は容器包装を販売し, 販売の用に供するために製造し, 若しくは輸入し, 又は営業上使用する事業者
- 特定食品等事業者 食品等事業者のうち, 本市の区域内に製造所, 事務所, 営業所, 店舗, 倉庫その他の事業の用に供する施設を有するものをいう。

**(基本理念) 第3条**

- 本市及び食品等事業者が, 市民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に, 必要な措置を講じること。
- 食品等事業者が, 食品等の生産から販売に至る食品等の供給の一連の行程において, 必要な措置を適切に講じること。
- 本市は, 健康被害を未然に防止するため, 市民の意見に十分配慮しつつ, 科学的知見に基づいて必要な措置を講じること。

**(本市の責務) 第4条**

- 食の安全安心施策を総合的に策定し, 実施するよう努めなければならない。
- 市民及び観光旅行者等の意見を, 適切に施策に反映するよう努めなければならない。

**(食品等事業者の責務) 第5条**

- 人の健康被害の発生やその拡大を防止するため, 自主的に, 食品等の衛生管理などに努めなければならない。
- 食品等の安全性に関する知識の修得に努めなければならない。
- 正確で適切な情報の提供に努めるとともに, 明確で平易な食品表示に努めなければならない。
- 本市が実施する食の安全安心施策に協力するよう努めなければならない。

## (市民及び観光旅行者等の役割) 第6条

- 食品等の安全性を確保するために必要な知識と理解を深めること。
- 本市が実施する施策に意見を表明し、協力すること。

## (相互の協力) 第7条

- 本市、食品等事業者、市民及び観光旅行者等は、互いの役割を理解し、協力する。
- 本市は、相互理解と協力が推進されるよう、積極的に情報の提供や交流の促進を図る。

## (緊急の事態に対処するための体制の整備) 第8条

本市は、人の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態の発生を防止するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

## 第2章

# 食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する基本的施策

### 第1節 食の安全安心推進計画

#### (食の安全安心推進計画) 第9条

- 施策を総合的かつ計画的に推進するための「食の安全安心推進計画」を定める。
- 食の安全安心を確保するための目標や取組などを定める。
- 推進計画を定めるときは、食の安全安心推進審議会で審議するとともに、広く市民の意見を聴く。
- 推進計画は、速やかに公表する。

### 第2節 食品等の安全性及び安心な食生活を確保するための環境の整備

「食品衛生法」に基づき、事業所等の監視及び指導や食品等の抜き取り検査を実施するとともに、本条例を制定し、基本的施策を実施していくことにより食品等の安全性と安心な食生活の確保に努めてまいります。

#### (調査研究の推進) 第10条

- 食の安全と安心を確保するために必要な調査研究に努める。

#### (食品等の安全性の確保に関する理解を深めるための措置) 第11条

- 教育、学習及び広報活動を充実させ、食品等事業者、市民及び観光旅行者等の理解を深める。

#### (情報の収集及び提供) 第12条

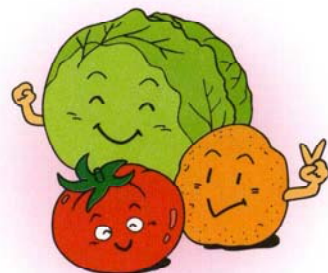
- 食品等事業者や市民への情報提供に努める。

#### (表彰) 第13条

- 食品等の安全性の確保に関し、顕著な成果を収めた事業者や功労のあった事業者を表彰する。

#### (国及び他の地方公共団体との協力) 第14条

- 広域的な取組を必要とする施策については、国や他の地方公共団体と協力して、その推進に努める。



## 第3節 自主回収に係る報告

### (自主回収の着手及び終了の報告、公表) 第15条, 第16条

- 事業者は、食品等の回収に自ら着手したときは、直ちに市長に報告しなければならない。  
(ただし、法第54条の規定に基づく命令を受けたときは、この限りでない。)
- 事業者は、本市の区域内における食品等の回収を終了したときは、速やかに市長に報告する。
- 市長は、自主回収着手及び終了の報告を受けたときは、速やかに公表する。

- ① 法第6条の規定又は法第8条第1項の規定による禁止に違反する食品又は添加物
- ② 法第9条第1項の規定に違反する獣畜の肉、骨、乳、臓器及び血液並びに家きんの肉、骨及び臓器
- ③ 法第10条の規定に違反する添加物並びにこれを含む製剤及び食品
- ④ 法第11条第2項の規定に違反する食品又は添加物
- ⑤ 法第11条第3項の規定に違反する食品
- ⑥ 法第16条若しくは第18条第2項の規定又は法第17条第1項の規定による禁止に違反する器具又は容器包装
- ⑦ 法第19条第2項の規定に違反する食品等
- ⑧ 法第20条の規定に違反して公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽又は誇大な表示又は広告をした食品等

消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等を消費者に供給している事業者に対し、「京都市消費生活条例」第13条において、商品の回収、又は製造若しくは供給の中止等を勧告でき、その勧告に従わない場合は、その旨及びその勧告の内容を公表することもできます。

## 第3章

## 食の安全安心推進審議会

### (審議会) 第17条

- 京都市食の安全安心推進審議会を設置する。
- 「食の安全安心推進計画」の策定などについて調査及び審議する

### (審議会の組織) 第18条

- 委員12人以内をもって組織する。
- 委員は、学識経験のある者、事業者、消費者など

### (委員の任期) 第19条

- 委員の任期は、2年とする。

### (臨時委員) 第20条

- 特別の事項を審議する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

